

広島県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年三月一日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市高屋町稲木三四七番一地从先から 東広島市高屋町杵原三九三七番一地从先まで	一五・九〇〃 六一・〇〇〇	一五・九〇〃 六一・〇〇〇	八・〇〇〃 〇・〇〇〇	九三九・六〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八九五・〇〇 メートル
	六九七・八〇	六九七・八〇			

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市高屋町杵原一三三番一地从先から 東広島市高屋町杵原六八七番一地从先まで	一五・九〇〃 六一・〇〇〇	一五・九〇〃 六一・〇〇〇	八・〇〇〃 〇・〇〇〇	九三九・六〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八九五・〇〇 メートル
	六九七・八〇	六九七・八〇			